

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会傍聴要領

平成22年7月2日

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会決定

令和3年7月13日

改正 地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「委員会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、委員長が会議場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において傍聴を希望することを委員長に申し出るものとする。

2 傍聴希望者数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴のために入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における議論に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱い)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。